

平成 26 年度 第 2 回 台東区次世代育成支援地域協議会 会議録

会議体の名称	台東区次世代育成支援地域協議会	
事務局（担当課）	区民部 子育て支援課	
開催日時	2014 年 7 月 31 日（木） 19:00～20:20	
開催場所	台東区役所 4 階 庁議室	
議題	<p>1. 開 会</p> <p>2. 議 事</p> <p>（1）事業報告</p> <p style="padding-left: 2em;">東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者の選定について</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 26 年 4 月保育所入所状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">認可保育所及び小規模保育所の開設及び誘致について</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 26 年 4 月こどもクラブ入会状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">区立学校長期休業期間における児童館の開館時間について</p> <p style="padding-left: 2em;">東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について</p> <p style="padding-left: 2em;">児童館の指定管理者の選定について</p> <p>（2）審議事項</p> <p style="padding-left: 2em;">台東区次世代育成支援地域行動計画（後期計画）目標の達成状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について</p> <p>（3）その他</p>	
出席者	委員	<p>松原委員長、堀内副委員長、浅野委員、宇津木委員、藤巻委員、富坂委員、森部委員、河野委員、生駒委員、稲沢委員、馬上委員、善平委員、西島委員（区民部長）、荒川委員（企画財政部長）、神部委員（教育委員会事務局次長）</p> <p>欠席</p> <p>澤田委員、清古委員（健康部長）</p>
	関係課	<p>柴崎課長（庶務課）、田中課長（学務課）、前田課長（児童保育課）、上野副参事（教育委員会事務局）</p>
	事務局	酒井課長、宮野係長（子育て支援課）

配付資料	<p>資料 1 東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者の選定について</p> <p>資料 2 平成 26 年 4 月保育所入所状況について</p> <p>資料 3 認可保育所及び小規模保育所の開設及び誘致について</p>
------	---

	<p>資料4 平成26年4月こども倶楽部入会状況について</p> <p>資料5 区立学校長期休業期間における児童館の開館時間について</p> <p>資料6 東京都台東区立東上野乳児院の指定管理者の選定について</p> <p>資料7 児童館の指定管理者の選定について</p> <p>資料8 台東区次世代育成支援地域行動計画（後期計画）目標の達成状況について</p> <p>資料9 子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について</p> <p>（机上配付資料）</p> <p>・次第</p>
--	---

審 議 結 果

（１）台東区次世代育成支援地域行動計画（後期計画）目標の達成状況について

資料8に基づき事務局から説明があり、全体としては了承された。委員から出た主な意見は以下のとおり。

- ・子育てひろば事業を充実させるため積極的に取り組んでほしい。
- ・幼保子小連絡協議会での協議を広く浸透させることが必要だと思う。
- ・保育サービスが広がっているが、保育士不足が深刻である。

（２）子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について

資料9に基づき事務局から説明があり、全体としては了承された。委員から出た主な意見は以下のとおり。

- ・職員の質の向上のため、研修をどうしていくかが大切。
- ・保育施設をただ作るだけでは、待機児解決にはならないのでは。

検 討 経 過

１．開会

事務局：皆様こんばんは。定刻より少し早いのですが、お揃いになりましたので始めさせていただきます。私は事務局を務めます子育て支援課長の酒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今回、本協議会の委員のうち、浅草医師会の代表の方に交代がございました。委嘱状を交付したいと存じますが、時間の関係もありますので、お席にお配りをして交付に代えさせていただきます。

それでは新委員をご紹介します。浅草医師会副会長、善平朝昭委員でございます。

善平委員：浅草医師会の善平です。よろしくお願いいたします。

事務局：また前回ご欠席で、今回新委員として初めてご出席いただきました委員もご紹介させて

いただきたいと存じます。台東区立小学校 PTA 連合会代表の冨坂伸吾委員でございます。

冨坂委員：冨坂と申します。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

事務局：それでは協議会に移りたいと存じます。松原委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

松原委員長：お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは平成 26 年度第 2 回の台東区次世代育成支援地域協議会を開会いたします。議事に入る前に、傍聴についてお諮りします。公開を行っておりますが、今日提出されている傍聴願いは許可ということで扱わせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

松原委員長：それではご異議ありませんので、傍聴の方にお入りいただきます。

では今日は事業報告で七つ。審議事項で二つ。その他となっておりますので、順を追って始めたいと思います。

(1) 事業報告

東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者の選定について

松原委員長：まず事業報告の、東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者の選定について、資料 1 によりまして子育て支援課長からご説明をお願いいたします。

酒井課長：それでは東京都台東区母子生活支援施設さくら荘の指定管理者の選定につきまして、資料 1 に基づきましてご報告させていただきます。本件は平成 26 年度末をもって指定期間が満了いたしますさくら荘の来年度以降の指定管理者の選定手続きにつきましてご説明をするものでございます。

初めに母子生活支援施設とはどういうものかということなのですが、18 歳未満の子どもを養育している母子家庭、また何らかの事情で母子家庭に準ずる家庭の女性が子どもと一緒に入所出来る施設でございます。さまざまな事情で入所されたお母さんと子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援する施設というものでございます。

それでは項番 1 でございます。対象施設は記載の通りでございます。

次に項番 2、現行の指定管理者は社会福祉法人愛隣団でございます。

項番 3、次期の指定管理期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

それから項番 4 でございますが、次期の指定管理者の選定についてでございます。(1)の選定方法に記載の通り、台東区指定管理者制度運用指針の 3 の(3)、継続の場合の特例を適用しまして、公募によらない再選定を行うことといたしました。この特例を適用出来ますのは、これまでの実

績が良好であることなどが条件でございます。裏面 2 ページをお開きいただきまして、(2)の理由をご覧ください。実績が良好と考える主な理由を四つ挙げてございます。一つ目は入所者に対してきめ細かな支援が行われており、内職受注や就労、生活習慣の改善や児童の高等学校合格などの実績に結び付いているということ。二つ目は、退所者に対しましても生活や就業の相談、受験勉強の指導など、多様なアフターケアを行うことで信頼を得られていることなどでございます。以下は記載の通りでございます。こういった状況から適用の条件を満たしていると判断をさせていただきました。続きまして(3)の選定手続きでございますが、外部の有識者等を委員とする指定管理者再選定委員会を設置しまして、事業計画書等に基づき適性を判定してまいります。

次に項番 5 の今後のスケジュールでございます。9 月から 10 月にかけて審査会を行い、第 4 回区議会定例会におきまして、指定管理者の指定の議決をいただきましたら、4 月に協定を締結し、指定管理者としての業務開始と考えているところでございます。

松原委員長：ありがとうございます。この件についてのご質問はありますか。あるいは何かご意見があれば伺いたいと思います。よろしいでしょうか。それではご説明を承ったということで処理をさせていただきます。

平成 26 年 4 月保育所入所状況について

松原委員長：次に平成 26 年 4 月保育所入所状況について、資料 2 によって児童保育課長からご説明をお願いいたします。

前田課長：それでは資料 2 をご覧ください。平成 26 年 4 月の保育所入所状況についてご報告をさせていただきます。本年 4 月 1 日時点の保育所等の入所状況でございます。

まず項番 1、認可保育所入所状況でございます。公立 11 園、私立 10 園、こども園 3 園、こども園は長時間保育のみの人数でございます。表の一番下の合計欄をご覧ください。これらの施設の合計は 2,157 人で、昨年と比べ 81 名の増でございます。主な要因といたしましては、台東こども園の開園によるものでございます。

資料 2 ページをご覧ください。次に項番 2、認証保育所の入所状況でございます。表の右下、区内・区外合計では 373 人、昨年と比べまして 33 人の増でございます。主な要因といたしましては、区内の認証保育所であるスターキッズ上野桜木保育園の開園によるものでございます。

次に項番 3、認可外保育所でございます。こちらは柳北の保育室、共同型家庭的保育、及び家庭福祉員による保育でございます。合計で 98 人、昨年と比べて 15 人の減でございます。主な要因といたしましては、共同型 2 園の開設等による増と、竜泉保育室の廃止による減の相殺によるものでございます。以上、項番 1 から項番 3 の入所者の合計は 2,628 名、前年の 2,529 名と比較して 99 名の増となっております。

3 ページをご覧ください。項番 4 の地域ブロック別の待機児童数でございます。前年の 46 名より 80 名増加しまして、合計では 126 名という結果となっております。

松原委員長：ありがとうございました。まずご質問がございましたら。

稲沢委員：下谷医師会の稲沢です。以前待機児童について将来これは0になるということをお尋ねし、それを目標に頑張っておられるということだったのですが、最近台東区は比較的人気があって人口が増えていますと。予定した数よりも待機児童数が増えると、計画していたけど更に希望が多く、ある意味ではうれしいことなのですが、やはりそれに行政が応えるというのは非常に大変なことだと思いますが、このプラス80というのはかなりの数字ですよ。そこのところを更にまた行政の方をお願いして、この80をどんどん更に施設を増やして、なるべく待機児童が限りなくゼロに近くなるようにという方向で計画を是非よろしくお願ひしたいと思います。

松原委員長 他にはいかがでしょうか。ブロック別で4~5歳児のところ、上野駅周辺はお一人いらっしゃるのですが、逆に他のところはなくて、ここで定員上のミスマッチ、定員はあるけれども空きがあるというブロックはありますか。

前田課長：今年度につきましては、0から3歳についてはほぼ満員の状態ということでございます。ただ4~5歳児につきましては、どこでも良いという方というよりは、特にこの園を希望されるということで待機になっていらっしゃる、そういう状況でございます。

松原委員長 他の自治体ですとね、ここに空きがあって、定員が割れている施設というのがいくつか存在するんですが、台東区の場合はそれはないのですか。

前田課長：事実上4~5歳で定員割れしている保育園はございます。

松原委員長：ここらあたりは柔軟な定員の運用が図れるかということにも関わりますが。あまり激しいと、私立保育園の経営問題になりますし。

前田課長：少々お待ちください。確認して後ほどご説明します。

松原委員長：他にいかがでしょうか。なければ次に移ります。

認可保育所及び小規模保育所の開設及び誘致について

松原委員長：それでは今稲沢委員のご発言があったことにも関連して保育所を増やす計画というのが であるようですので、そのご説明をいただいている間にとしたいと思います。 のご説明を先にしていただきたいと思います。

前田課長：引き続きまして児童保育課長からご説明します。資料3でございます。認可保育所及び小規模保育所の開設及び誘致についてご報告させていただきます。本件は大きく2点ございます。まず大きな1点目、 、認可保育所及び認証保育所の今年度の開設についてでございます。

項番1、小規模保育所でございます。2か所開設を予定しておりまして、概要は資料の表(1)から(6)の通りでございますが、1か所目は(仮称)はぐはぐキッズ浅草橋アネックスで、所在地は浅草橋2丁目、定員は1~2歳の19名でございます。2か所目は(仮称)WithBook 保育園台東区

で、所在地は松が谷 4 丁目、定員は 0~2 歳の 19 名でございます。いずれも明日開設する予定でございます。次に(7)、選定経過でございます。こちらの 2 か所の事業者につきましては、公募を行いまして応募は 4 社ございました。このうち得点率 70%以上の上位 2 社を優先交渉権者に決定したものでございます。

資料 2 ページをご覧ください。次に項番 2、認可保育所でございます。1 か所開設を予定しております。名称は(仮称)チェリッシュ浅草保育園で、開設は本年 11 月を予定しております。場所は浅草 3 丁目、定員は 0~5 歳の 60 名でございます。(7)の優先交渉権者の選定については、小規模保育事業者の選定と同様に行っておりますが、応募は 1 社のみでございました。

3 ページをご覧ください。次に、認可保育所及び小規模保育所の誘致についてでございます。項番 1 の目的でございます。教育委員会といたしましては、これまでも待機児童対策の充実を図ってまいりましたが、ただいま報告した 3 施設の開設を踏まえましても、なお本年度の待機児童数に対して不足が生じていること、またニーズ調査の結果から、今後も保育所入所申請者の増加が予想されている状況がございます。そこで現在策定中である子ども・子育て支援事業計画案において予定をしております認可保育所、及び小規模保育所、各 1 か所を来年 4 月当初に開設するため、同保育所の誘致を進めていくものでございます。

次に項番 2、誘致する保育所の施設数・規模・事業者選定等は資料の通りでございます。

松原委員長：ありがとうございました。ご質問・ご意見ございますでしょうか。

では先ほどの数値は出ましたか。

前田課長：定員割れをしているというのは、4~5 歳が定員割れをしているということでしょうか。定員割れをしている施設につきましては、公立が 11 園中 1 園。私立が 10 園中 3 園でございます。

松原委員長：その年齢の柔軟な運用が出来ると、少しは。数がそんなに多くないことですので、それをもうちょっとご検討いただければと思います。他はよろしいでしょうか。

平成 26 年 4 月こどもクラブ入会状況について

松原委員長：それでは平成 26 年 4 月こどもクラブ入会状況についてのご説明を、資料 4 で児童保育課長からお願いします。

前田課長：引き続き私からご報告させていただきます。26 年 4 月のこどもクラブ入会状況についてでございます。公設民営が 21 か所、民設民営が 1 か所、合計 22 か所のこどもクラブの入会状況でございます。定員は全クラブ合計で 980 名でございますが、併設する児童館などの施設等を勘案しまして、一部の施設では受け入れ人数を拡大しております。その受け入れ枠の合計が資料の一番下の受け入れ枠という合計で、1,078 名ということでございます。

本年 4 月の入会者数は 960 名で、前年度比 60 名の増でございます。全体としては入会者を超える数の受け入れ枠は確保しておりますが、学校からクラブへの移動という関係もございまして、表の右下の数値の通り、全体として 28 名の待機児童が生じております。前年同時期が 9 名でござ

いまして、19名の増となっております。

松原委員長：ご質問はいかがでしょうか。障害を持ったお子さんで待機になっていらっしゃる方はいないのですか。

前田課長：私の方で持っている資料上では、待機児童に障害をお持ちの方は入っておりません。

松原委員長：他はよろしいでしょうか。

区立学校長期休業期間における児童館の開館時間について

松原委員長：それでは先に進みます。次に区立学校長期休業期間における児童館の開館時間について、資料5によりまして、これも児童保育課長からご説明をお願いします。

前田課長：区立学校の長期休業期間における児童館の開館時間についてでございます。まず項番1、試行の背景でございます。現在、学校長期休業中のこどもクラブの開館時間が午前8時からであるのに対しまして、児童館は9時30分からとなっております、この期間における児童の居場所づくりが課題となっております。

次に項番2、試行方法でございます。児童館は現在、台東区社会福祉事業団を指定管理者として管理・運営をしておりますが、今回は指定管理者の協力を得まして、学校長期休業中の児童館の開館時間を早めることを試行するものでございます。(1)試行実施施設は今戸児童館と寿児童館で実施いたします。実施時期は現在もう既に開始しておりますが、本年の夏季休業日以降の長期休業日で、児童館の施設の一部を午前8時から開放いたしまして、指定管理者の職員が見守る体制を採ってまいります。

次に項番3、試行の検証でございますが、夏季休業日における利用実績を元に、来年度からの本格実施の必要性について検討してまいります予定でございます。

松原委員長：ありがとうございます。ご質問はいかがでしょうか。あるいはご意見。

森部委員：これ夏は分かりますが、冬季も同じような時間帯でやるのですか。

前田課長：現状、そのように考えております。

森部委員：朝の8時から夜6時までというのは、冬季に、小学生はそれで大丈夫ですか。

前田課長：児童館の開館時間自体は6時までです。

松原委員長：ご心配の点は、外が暗くなることだと。

森部委員：そうですね。そういうので何でもかんでも時間を延ばせばいいという感覚になると、

何でもそうになってしまうのかなど。子どもの安全というのもあるし、5 時まで基本的に子どもの見守り放送までやっている台東区が、それでいいのかという感じがするのです。夏季の場合はある程度分かりますけれど、子どもの安全ということを実際は考えていくべきではないかなど。だから、逆にそういう時は短くするとか、また必要な時期に長くするとか、こういうことは柔軟にやるべきではないかという感じがします。

前田課長：ただいまのご意見、貴重なご意見だと思いますので、今後の本格実施の必要性の検証をする中で、含めて検討してまいりたいと思います。

松原委員長：他にいかがでしょうか。

東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について

松原委員長：それでは次に進みます。報告事項の 東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定について、資料 6 をもちまして児童保育課長から説明をお願いします。

前田課長：東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定についてでございます。区立東上野乳児保育園、台東保健所の 1 階にございますが、現在社会福祉法人康保会を指定管理者として指定しておりますが、本年度末で指定期間が満了となりますので、改めて指定管理者を選定するものでございます。項番 1 及び 2 は資料の通りでございます。

項番 3 の次期指定期間でございますが、来年 4 月からの 5 年間でございます。

次に項番 4 の次期指定管理者の選定でございますが、台東区指定管理者制度運用指針に基づきまして、公募型プロポーザル方式により選定してまいります。その他選定手続きの詳細については資料の通りでございます。

資料裏面、2 ページをご覧ください。項番 5 の今後のスケジュールでございます。現在、公募を実施しておりまして、今後 9 月より選定委員会を経まして、12 月に指定管理者指定の議決を得た上で、来年 4 月から指定管理の業務を開始することとなります。

松原委員長：ありがとうございます。ご質問・ご意見はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

児童館の指定管理者の選定について

松原委員長：それでは 児童館の指定管理者の選定について、資料 7 によりまして、これも児童保育課長からご説明をお願いします。

前田課長：それでは児童館の指定管理者の選定につきまして、資料 7 に基づいてご報告をさせていただきます。項番 1 及び 2 でございますが、区内にございます区立児童館 7 館につきましては、現在社会福祉法人台東区社会福祉事業団を指定管理者として一括して指定しております。今回の選定では、来年 4 月に開設を予定しております（仮称）谷中児童館を含めた 8 館一括で選定してまいります。

次に項番 3、次期指定期間でございますが、来年 4 月から 5 年間でございます。

次に項番 4、次期指定管理者の選定でございますが、台東区指定管理者制度運用指針に基づきまして、8館同一の指定管理者として選定してまいります。

資料の2枚目、別紙をご覧ください。今回の選定にあたりましては、運用指針の網掛けでお示しした部分に該当するものと考え、公募によらず選定をするものでございます。

恐れ入りますが資料の2ページにお戻りください。公募によらず選定する理由でございますが、台東区社会福祉事業団の運営は、保護者や地域と密に連携して行われ、その信頼を得ていること。また、区の施策である子育て支援・児童健全育成の推進のために独自の事業を幅広く実施していること。更にその運営は、台東区指定管理者施設評価委員会の評価においても、利用者の満足度の点で水準以上の高い評価を得ていることなどによります。その他、選定手続きの詳細につきましては、資料の通りでございます。

最後に項番5の今後のスケジュールでございます。公募にはよりませんが、外部有識者等によります審査を経まして、12月には区議会において指定管理者指定の議決を受け、来年4月から業務を開始することとなります。

松原委員長：ありがとうございます。この点についてのご質問はいかがでしょうか。

稲沢委員：この指定管理者の発注元は台東区ですね。それで受けるのが区長さんが理事長の団体という、これを選定と言うのか、あえて選定しなくても、どういう意味がよく分からないのですが。選定しなくてもいいのではないかという気がするのですが。

前田課長：現在、区では指定管理者制度というのを導入しておりまして、公の施設ですと、運営につきましては基本的には直営か、あるいは指定管理者に委託をするという形でやらせていただいております。現在、指定管理者の運用指針等で指定管理にする施設を定めておりまして、児童館につきましても指定管理者で運営をするということが大前提としてございますので、指定管理者制度をまず使うということ。

それから本来であれば、指定管理者というのは公募で選定していくのが原則になっておりますが、こちらの児童館の運営については、先ほど申し上げた理由によって、引き続き事業団が担うべきだという考えの下、今回は公募によらずに、審査をさせていただいた上で選定をするという手続きを採らせていただいたものでございます。

松原委員長：ご質問の趣旨は、その受け皿の方の理事長が区長なので。

稲沢委員：選定ということではなくて、自動的に決まっても、それはそれで決して悪いことではないので、あえて形を選定にしたということではなくたって、それは区の方でやりますということでもいいのではないかと思うのですね。いつもケチを付けて申し訳ないのですが、非常に区を信頼していますので。

松原委員長：私もコメントのしようがないのですが。

柴崎課長：教育委員会の庶務課長でございます。ただいま稲沢委員から、実質的に区長から区長へではないかというお話がございましたが、確かに、社会福祉事業団の理事長は吉住弘になってございますが、これはあくまでも区の外郭団体、社会福祉事業団の理事長としての吉住弘でございますので、これ名前が同じなのでちょっとそういうふうに捉えられる向きもあるのですが、区長から社会福祉事業団の理事長へ指定をするということですので、その辺の区分はあるということでご理解をいただければと思います。

松原委員長：それでは事業報告七つ、これで全体が終わりましたが、総じてのご質問・ご意見はありになりますか。よろしいですか。

稲沢委員：最初の資料のところ待機児童の話がありまして、資料2の3ページ上の方に、ブロック別で待機児童の数が載っているんですね。で、資料3の方で新しく認可保育所と小規模保育所が開設しますということなのですが、はぐはぐキッズ浅草橋、これはエリアだと1の南部に入って、WithBook 保育園、これは2のエリアなので、それぞれ19名で不足分を補えるんですが、次の資料3の2ページに、新しく認可保育所でチェリッシュ浅草保育園、これは今年の11月なのですが、これは浅草3丁目というと同じ区域2なのでですね。すると、ここに60名が入ると不足している数を一気に上回るので、せっかく施設を作ったとしても2区域には行きたくないよというミスマッチが起きないかということがちょっと気になるのですが、余裕があると、他の子どもさんが、じゃあ2に行きますと言って充足されればいいのですが、その危惧はいかがでしょうか。

前田課長：現在、待機児童が126という状況です。保護者のニーズとしては確かにご自宅から近い、あるいは駅から近い、そういった保育所を選択したいというご要望はもちろんあるのですが、実際はそのエリアにとらわれず、何とか子どもを預かってほしいという趣旨で動いていらっしゃるのが現状でございます。ただ、委員のご指摘の通り、施設の待機児童の状況を見ながら、新しい施設については配置をしていくという考え方を持っておりまして、今回の小規模と認可の募集に当たっては、小規模についてはエリアで言いますと1番の南部エリアと、それから入谷駅周辺の4番目のエリア、ここを中心に募集させていただきました。ただ、結果として松が谷4丁目については、エリア的には2番のエリア、浅草駅周辺のエリアに入ってしまうのですが、入谷駅にも近いということでこちらを採用させていただいたという結果でございます。

こちらの11月に開設する方につきましても、そういった施設配置を勘案して、当初はTX浅草近辺ということで、エリア2番のところの形で公募をさせていただいた結果で、浅草3丁目という結果にはなったのですが、ただ、近隣の例えば入谷駅周辺ですとか北部地区からも当然利用の希望はお声としてはいただいている状況もございますので、現時点では地域の偏りと言いますが、そういった状況は生じないものと考えているところでございます。

松原委員長：よろしいでしょうか。それでは事業報告を終了いたします。

(2) 審議事項

台東区次世代育成支援地域行動計画(後期計画)目標の達成状況について

松原委員長：続きまして、(2)の審議事項に移りたいと思います。まず審議事項の、台東区次世代育成支援地域行動計画(後期計画)目標の達成状況について、資料8によりまして子育て支援課長からご説明をお願いします。

酒井課長：それでは資料8に基づきまして、私から後期計画の目標の達成状況についてご説明させていただきます。こちらの計画ですが、進捗管理は、毎年度こちらの協議会でご審議をいただいているものでございます。今年度は計画最終年度に当たりますので、個別事業の進捗のご説明と共に、計画全体の目標の達成状況についても申し上げたいと思っております。

それでは資料8をご覧ください。まずこちらの資料、後期計画達成状況とタイトルが付いている一番上の表をご覧ください。この表は計画全体の達成状況をお示しする表でございます。この表の合計欄に記載の通り、本計画は210の事業からなっております。また、目標達成状況のところに記載の通り、事業の進捗に合わせまして、5区分の評価をしております。目標を達成しているものとしましては3区分でございまして、計画を超えて進捗している事業が15事業、それからほぼ計画通り進捗している事業が172事業、計画完了に伴う事業終了が7事業で、合わせて194事業と9割以上の事業が目標を達成しており、計画全体としてはおおむね達成するという状況でございます。なお、目標未達成のものは2区分でございまして、事業に遅れが生じているものが9事業、計画期間内に事業内容を見直したものが7事業で、合わせて16事業でございます。また達成状況の今申し上げました5区分につきましては、全体の進捗管理シートの方でも分かりやすいようにということで、それぞれ記号を付けさせていただいております。例えば計画を超えて進捗しているものは 印、ほぼ計画どおり進捗しているものは という形でお示ししております。

次に今申し上げた表の下にあります基本目標別内訳というところから下の四つの表についてでございますが、こちらは計画の基本目標ごとの達成状況を、同様の区分でお示したものでございます。こちらにつきましては後ほどご覧ください。

それでは個別事業につきまして、ご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、A3版横の25年度次世代育成支援地域行動計画進捗管理シート総括表と上に記載をしてある、そちらの表をご覧ください。こちらの総括表ですが、ほぼ計画通りに進捗している172事業以外の事業をまとめたものでございます。時間の都合もございまして、本日はこの総括表に基づき、主なものを説明させていただきます。

それでは総括表の1ページをご覧ください。欄外左上に記載の通り、まず計画を超えて進捗をし、目標を達成した事業についてでございます。全部で15事業でございます。その中の太枠で囲んである6事業についてご説明をまずいたします。

表の1段目、ナンバー1のハローベビー学級でございます。本事業は平成26年度計画目標の欄をご覧くださいなのですが、こちらに記載の通り、年に16回実施することが目標でございますが、26年度からニーズの高い日曜日の実施回数を増やし、年17回と目標回数以上の実施をしたもので、それをもちまして計画を超えた進捗をしているとさせていただきます。

次に1段飛びまして3段目の37番、乳児家庭全戸訪問事業でございます。本事業は計画年度途

中の 23 年度より事業を開始しまして、年々訪問率も上がっております。真ん中の 25 年度実施状況というところをご覧いただきたいのですが、こちらに記載の通り 25 年度は目標値が 90%とありますが、それを上回る 92.6%となっております、その隣ですが、26 年度末見込みを 100%とされているところでございます。

次に 2 段飛びまして 6 段目でございます。74 番、スクールカウンセラーでございます。本事業は、平成 26 年度計画目標に対し、25 年度から小学校で週 1 日、26 年度は中学校も週 1 日、スクールカウンセラーの配置日数を増やしまして、児童の相談に対応しており、そういったことで目標を上回る日数を実施しているということで評価をさせていただきました。

次にその下、7 段目のナンバー 82、少年少女発明クラブでございます。本事業は、平成 26 年度計画目標は年 26 日でございますが、26 年度実施クラス数を増やしまして、年 45 日実施とすることで参加者を増やし、より多くの事業に学校以外の学びの場を提供するということをしてございまして、評価をさせていただきました。

続きまして裏面の 2 ページをお開きください。上から 2 段目のナンバー 161、発達障害に関わる啓発事業でございます。近年発達障害という言葉が一般的に使われるようになりまして、発達障害に対しまして保護者を始め、区民の方々の関心が高まっております。そのため更に理解を深めていただくこと、平成 26 年度計画目標の年 1 回の講演会開催に対しまして、平日 1 回と土曜や日曜に 1 回という形で、計年 2 回講演会を開催してまいりました。今年度も同様に 2 回開催することを評価させていただきました。

次に上から 4 段目、ナンバー 173、家庭教育の振興でございます。本事業は、計画策定時より着実に対象の拡大を図りまして、25 年度は保育園を対象とした家庭教育学級を実施するなど目標値を超える見込みでございますので、計画を超えていると評価させていただきました。

続きまして 3 ページをご覧ください。表の欄外左上に記載の通り、計画完了・事業終了をしたことで目標を達成した事業で、こちらは 7 事業でございます。こちらにも太線で囲った事業のみの説明とさせていただきますが、下から 2 段目の 174 番。青少年教育の推進（通学合宿）でございます。本事業はモデル事業といたしまして 24 年度まで事業を実施しておりましたが、25 年度に検証の結果、事業終了とさせていただいたものでございます。

続きまして 4 ページをお開きください。表の欄外左上に記載の通り、事業に遅れが生じているということで、目標未達成と評価をした事業でございます。9 事業でございます。まず上から 2 段目。ナンバー 44、家庭福祉員（保育ママ）の確保でございます。計画目標では、10 人の確保を目指してございましたが、26 年度末見込みで 7 人となっており、計画未達成となったものでございます。

次はその下のナンバー 45、病後児保育の拡充でございます。本事業は、計画目標は 2 園で実施でございますが、現在認証保育所 1 か所で実施をしております。こちらにつきましては、検討を重ねてまいりましたが、計画年度内での実施には至らず、目標未達成となっております。

次はその下のナンバー 92、こどもクラブ事業の充実でございます。こどもクラブの整備につきましては、計画目標を 24 か所と、保育所整備と同様に整備計画に則り進めてきたところでございますが、開設場所等の調整がつかなかったことから、目標数に達しなかったものでございます。

次は 1 段飛びましてナンバー 120、たいとうすくすく手形でございます。本事業は、スマートフォンやパソコンで手軽に協賛店舗の検索が出来る検索サイトを導入しまして、利用者の利便性の

向上に努めてまいりましたが、利用率が目標に達しなかったものでございます。

次にその下のナンバー155、自立支援教育訓練給付でございます。こちらは広報紙やホームページを始め、また児童扶養手当を受給されている方が主な対象でございますので、その方の現況届面接時での案内など周知活動に努めてまいりましたが、同様の事業を今ハローワークで行っていることや、相談はあるけれども申請には至らないなど、計画目標の年10件に達しなかったものでございます。

次にその下のナンバー181、子育てひろば事業C型でございます。本区では保育所等で実施をしますA型、子ども家庭支援センターに代表されます専用スペースを確保して実施するB型を実施してございます。C型というのは、公共施設内のスペースですとか、商店街の空き店舗などを活用して、おおむね10組以上の親子が利用出来るようにするものでございますが、C型につきましてはスペースの確保が難しく、開設に至らなかったというものでございます。

次にその下のナンバー185、ホテル等観光施設バリアフリー化助成でございます。この事業につきましても、制度の周知活動に努め、毎年度1件ずつの実績はありましたものの、計画目標の10件には至らなかったものでございます。

次に5ページをご覧ください。表の欄外左上に事業内容を見直したことにより目標未達成という記載がございます。こちらの事業につきましては、7事業でございます。初めに1段目のナンバー14、育児相談（すこやか育児相談）でございます。この中で出張育児相談がございますが、そちらにつきましては、利用者同士の交流を活性化させるために、利用者数の少ない実施会場を廃止しまして、24年度より7カ所から6カ所での実施といたしました。実施会場は減りましたが、利用者数は増加しております。実施会場を減らしたことで、見直し事業とさせていただきます。

次に3段目のナンバー18、子育てママの健康診断でございます。こちらは内容として、浅草保健相談センターでの骨量測定を超音波で実施していたのですが、より正確な計測のため、台東保健所でのレントゲン測定のみに変更したものでございます。それに伴いまして、実施回数が減ったということで見直し事業とさせていただきますが、各回の受け入れ人数は増員をしまして、サービス水準が低下しないように対応してございます。

最後にナンバー61、幼稚園・保育園・こども園・小学校連絡協議会でございます。こちらは連絡協議会の委員が出席する会議体が複数あるため、協議案件と共に開催回数を見直しを図りましたことで見直し事業とさせていただきます。

目標未達成の事業の中には、前回の協議会でお諮りしました子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の中でお示した通り、今後も取り組んでいく事業もでございます。その他の事業につきましても、今後の取り組み等につきましては十分検討しながら、新しい計画の策定を進めてまいりたいと考えてございます。

松原委員長：全体はこの厚いもので、それぞれのご関心に応じて、達成・未達成含めまして、ご質問・ご意見がございましたらお願いします。

森部委員：いろいろと努力をされて成果が上がっていることに対しては、本当に感謝しております。その中でまだ未達成というところでご質問なのですが、保育ママ、家庭福祉員確保のところ

で、10人計画したのだけど7人しか集まらなかったと。これは希望が少ないのか、それとも区が認定出来ないのか。希望者はあったのだけれども、この方では認定出来ないという数なのでしょうか。足りないというのは、もともと少ないのかどうか。

前田課長：家庭福祉員につきましては、お問い合わせ等をいただくことはございますが、実際にやりたいという件数については、限りなくゼロに近いという状況でございます。ただ、施設面での問題とかもございまして、それでなかなかやりたいという方のご要望にお応え出来ない事情もあることはございます。

森部委員：これ、東京都が一生懸命やっていますよね、確か。だけど、結果的に非常にハードルが高い。私はハードルを下げるのは良くないと思っています、基本的に。ただ、これは非常にハードルが高いのだらうと思うのですね。だから、なかなか希望しても出来ないだらうというふうに思っています。それとこの下の受託児童数とありますね。これはどういう意味ですか。

前田課長：預かっているお子さんの数ということですよ。

森部委員：これだけ預かっている子どもがいるのに、家庭福祉員というのはどれだけいるのですか。

前田課長：264は延べ数でございますので、1人につき基本的には3名のお子さんをお預かりするというところでございます。

森部委員：これは年間の実数ですか。

前田課長：年間の延べ人数です。

森部委員：もう一つ。181番の子育てひろば。こういう活動こそがすごく大事だと私は感じているのです。ですから、今後検討で1か所という話ですが、こういうのはやはり充実させるべきだと思います。A型・B型・C型と少し説明もあったのですが、なかなか公共のものとか、大きな施設となると大変だとは思いますが、こういうことを充実させていかないといけないだらうと思うのです。要するに、それが保護者とか親とか、子育てが楽しいとか、そういう思いになっていくきっかけになって、そして子どもたちの健やかな成長が考えられるのではないかと思うので、こういうのは大事にしていきたいと思うし、もっともっと積極的に取り組んでいきたい気がします。

松原委員長：他にいかがでしょうか。

森部委員：61番の幼保子小連絡協議会。なかなか開催が出来なかったり、今度は見直して増やしていくというのはいいことだと思うのですが、この中身を相当考えないと、この場に私も出た経

験があるのですが、意見を言うことは出来るけれども、現実それぞれところに完全に浸透しているとは言えないですね、中身が。その連絡協議会でお互いに幼児教育について協議をしているのだけれども、そこはそれだけになってしまって、学校現場とか幼稚園現場とか保育園現場に行くと、どれだけそれが生かされてきてやっているのかというと、なかなか。私は幼稚園代表で来ていますので、幼稚園と小学校というふうに分けるとすれば、幼稚園と小学校の連携が、例えば園長と校長とは連絡がうまく行っていると。けれども、先生方のレベルに行った時に、それがあまりうまく行っていないということがあるのです。

小学校の先生に言わせると、うちに入ればもうみんなこの幼稚園から、保育園から来ようが、どこにも行っていない子でも、ちゃんと同じように成長させますと。ですから、あまり関係ないですよぐらいの感覚でいらっしゃる方も結構いる。全部とは言いませんが、そういう感覚ですと、せっかく話し合っておいたことがそこまで行っていないというような感じもするのです。私自身、自分の首を絞めている部分があるのですが、今の話は、やはりそういうことをやっていかないと、ただ回数を増やせば良くなるのではなくて、そういうところへきちんとお話をお互いにしていけないと、我々もしていけないといけない。自分の反省を含めてお話をしているのですが、そういう気持ちでいます。だから、こういうのは、回数だけというと、少しどうかなと思います。まあ回数もやらなければいけないですが。

藤巻委員：保育のサービスがどんどんいろいろな方向に行っているのですが、とにかくこんなに作っても保育士が今いないんですよ。だからどうやってこれ、開くのかなって思って不思議なんですけど。明日からまた出来る園もありますよね。今、保育士さんがいなくてどの園も困っています。

松原委員長：他にいかがですか。この中のある部分が新制度に引き継がれていくのですかね。よろしいですか。ということで、ただいまの件につきましては、ご了承ということで。

子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について

松原委員長：次に子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定について、資料9によりまして、教育委員会事務局副参事よりご説明をお願いします。

上野副参事：子ども・子育て支援新制度に向けた基準の策定についてでございます。資料は9でございます。子ども・子育て支援新制度では、施設及び事業の設備・運営に関する基準や、保育の必要性の認定に関する基準について、国が定める基準を踏まえて、各市区町村が条例で定めることとされており、この会議には前回5月28日にご案内した基準、ちょうど資料の別紙1と2に当たりますが、これに加えまして新たに別紙3と4の基準案につきましても、委員の皆様からご意見をいただき、区の基準を定めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは内容についてご説明します。資料9の項番1をご覧ください。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案でございます。この基準は、新たに創設される家庭的保育事業などについて、区が認可するための最低基準でございます。おおむね国の基準の通りといたしますが、

区が定める基準として、事業所内保育事業所のうち、利用定員 20 人以上となる保育所型につきましては、現行の都の保育所基準と同様とするため、面積を引き上げた案といたします。

次に項番 2、特定教育・保育施設、及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案でございます。この基準は、区が新制度における給付による財政支援の対象として適切であるかを審査し、確認を行うためのものがございます。基準の内容は全て国の基準の通りといたします。

裏面をご覧ください。項番 3、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案でございます。この基準は、放課後児童健全育成事業の質を確保する観点から、その最低基準を定めるものがございます。おおむね国の基準通りといたしますが、区が定める基準として、開所時間については、現在区内で実施しているこどもクラブの開所時間と同水準以上とし、表の通りに時間帯として定める案でございます。

次に項番 4、保育の必要性の認定に関する基準案でございます。この基準は、子ども・子育て支援法施行規則に規定された全国統一の基準でございます。この基準のうち、労働の事由に係る 1 か月の労働時間の下限につきましては、区市町村が定めることとなります。現在認可保育所への入園申し込みで、労働に係る要件としておおむね 1 日 4 時間の勤務を週 3 日以上、ひと月あたり 13 日以上を常態としているということにしております。それ以下の就労については、労働以外の事由で申請を受けている他、保育所で実施している一時保育事業を利用させていただくことで対応しております。国ではこの一時保育で対応出来る労働については、保育の必要性から除く考えでありますので、現行の制度を引き続き維持することを想定して、ひと月の就労下限時間を 52 時間といたしました。計算の方法は、1 日 4 時間の勤務でひと月の勤務日を 13 日として計算しております。

最後に項番 5、スケジュール案でございます。現在 8 月 12 日までの間、パブリックコメントを実施いたしております。今日の委員会のご意見や、パブリックコメントでのご意見を踏まえて、項番 1 から 3 までの基準につきましては、第 3 回定例会に条例を提出してまいります。条例が公布された後、基準に基づき確認・認可の手続きを開始してまいりたいと考えてございます。

松原委員長：前回に引き続いて、新たな基準が出たのと、それから保育の必要性の認定については現行通りで行いたいというご提案が今日の内容になりますね。ご質問・ご意見、どなたでも。

森部委員：これは別紙がまだあるんですか、説明は。

上野副参事：今日お配りしている資料についてのご説明・補足をさせていただきます。前回の A4 横の 1 枚物の資料につきましては、いろいろな施設が今回新しく認可基準の中に入れてまいりますので、それを一覧表でお示ししたものでございます。また、別紙 1 から 4 につきましては、今ご説明しました四つの基準案についての細かな内容になってございます。

松原委員長：従うべき基準というのがあって、これは変えられない部分ですと。参酌すべき基準というのが、まあ一応緩和出来るんですが、緩和をした条項はないと。それから、独自に定めていいところは 52 時間。もう一つあえて確認すると、従うべき基準で上乗せしていいところがある。上乗せは従うべき基準でも参酌すべき基準でもしていいんですね。それについては、乳児室の面

積を 1.65 m²から 3.3 m²にしたところがかさ上げた部分ですね。

上野副参事：その通りでございます。

松原委員長：かさ上げ部分が 1 か所、他はしておりません。独自のところは、先ほどの開所時間で定めたところですよ。

森部委員：基準については、従うべき基準で、国がある程度やらなければいけないわけですから、それは分かりますので、あえて意見はないのですけれども。参酌すべきところもまあこういうような案を出させてほしいと、まあそれだと思います。基本的に、一委員としていつも思っているのは、やはり 0 歳児保育はあまり賛成が出来ない。もちろんしなければいけない家庭があること、それはもう重々承知をしております。どうしてもそう考えると、そういうところで何か出来る方法はないのかなということ。それから、これも従うべき基準の範囲ですが、小規模の保育事業についても、ABC などと、どうして 3 段階あるのかが分からない。保育士の補助がつけば OK だとか、A は保育士だけ、B は補助がつくという感じですね。なぜ同じものにそういう段階が出来るのか。これでサービスが同じになるというのはどうしても分からないと思うのです。だけど、これは従うべき基準だからしかたがないとは思いますが。

それから、あとは参酌の中で開所時間等の問題がありますが、8 時間が原則とされているのが、本区の基準だと、朝 8 時から午後 7 時までが原則になるわけですか。さっきも言いましたので、まあこれはお考えいただければと思います。

あと、こういう基準を決める時に、非常に曖昧な言葉でやっているような部分があるのです。職員の待遇の問題とか、消火設備などをきちんとやるようにと書いてあるのに、それが参酌すべき事項でいいのかどうかとか、いくつか細かいところがあったのですね。勤務態勢の確保で、職員の資質向上のために研修の機会を確保しなければならないんだけど、これをどういうふうに考えているのか。勤務時間の中でやるのかやらないのかとか、そういうこととか。

松原委員長：小規模のところは職員数が少ないので、研修が。

森部委員：大変だと思います。これ代替をやらなければいけないとか、そういう問題をどう考えていけるのか。

松原委員長：実際の運用のところは、今後どういうふうに決めていけますか。

上野副参事：まず認可をするという視点での基準でございますので、認可施設として審査をしていくという部分では、例えば研修の計画があるかとかそういったことを審査していくことになるかと思いますが。ただ、認可は運用が始まる前に行うものでございますので、その認可をした後、どういった形でそれが実行されているのかといったことについてもチェックしていく部分が必要になるかと現在は考えてございます。

松原委員長：あらかじめそういう研修などが出来るように区の方が、あるシステムを持っていてくださると、計画もたてやすいですよ。例えば出張研修をやりますと。例えば研修の間の代替職員を派遣する制度を作るとか、いろいろ工夫のしようがあると思います。そのあたりのシステムは考えた方が。特に小規模のところは出しにくいですからね。

あとは0歳児のご発言があったのですが、ワーク・ライフ・バランスで、台東区としては区内に一般的な事業所を持っていらっしゃると思うのですが、育児休業の取得促進の施策はお持ちですか。確か名前を公表するとかいろいろあったと思いますが。

酒井課長：そういう制度は、都の制度ではあります。区としましては、そういった事業者向けに何かある時にパンフレットを差し上げるとか、産業振興を担当するようなセクションのところできていることをやっています。

森部委員：あと事業所内の保育所の整備とか、そういうものについては、区の方は何か考えられているのですか。

前田課長：今回、先日の区議会で条例が可決されたのですが、大規模なオフィスビルですとか、あるいは大規模なマンション等を建設する際に、保育所の整備が出来ないかという協議を義務付ける条例が可決されておまして、それはあくまでも今後整備出来るであろうビルですとか、マンションが対象になるのですが、そういったところについても保育所が作れないかどうかということ要望していくという考え方をしているところでございます。

森部委員：企業の方への協力というのはどの程度アタックされているのですか。

前田課長：現時点では区内に1カ所事業所内保育所を持っている事業者がおりますので、そちらの事業所につきまして、今回の新制度に入るのかどうなのかといった意向確認等の対応はしておりますが、具体的に保育所をやっていただけないかといった動きはしていない状況でございます。

森部委員：いつも私、同じ意見しか言わないのですが、待機児童のことばかり就学前で言うのですが、子育ての方が大事だと思うわけですね、親の。だからできるだけ小さいところで、0~2歳の間はそういうふうに楽しさを分かって子育てをしていただきたい。でも、もちろん必要な方はいる。それから保育時間もできるだけ短時間にする。0歳は例えばあったにしても、4時間とか6時間ぐらいまでのところで、やはり親が育てるっていうような、そういういろいろな段階的な保育というものを考えていかないと、何でもかんでも十何時間の保育で待機児童っていう話になると、施設だけどんどん作るようになって、そして最後はその施設が余るようなことになるような感じがするのです。

人間って、どうしても少しでもいいところに入れたいと思うので、入れれば、0歳はここだったけど、1歳の時に隣の保育園を聞いたらこんなにいいんだよと知れば、途中でも入れたいと人間は思うようになると思うので、どうしても。そうすると、また待機児童は出るのではないですか。さっきの地域ブロックの問題もありますし、いろんな問題が絡んでくるので、どうしてもそ

これは解決出来ない問題になってしまうように思うのです。

ですから、いろんな範囲で考えていただく。企業の方も考えていただく。学校の出来ることもやる。いろんなことをやりながら進めていかないと、ただ行政で施設を作るだけでは、待機児童解決にはならない。

松原委員長：いろいろな子育てがありますのでね、どういう子育てを選択しようと、それが不利にならないようにしなければいけないですね。それともう一つは、お話の中にあつたように、量の確保は質の確保を伴わないと、子どもは成長・発達していく存在ですから、入れ物があれば行くというだけではないと。どれだけそこで教育・保育の質が担保出来るかが大きな課題だと思えます。それは職員の資質の問題でもあるし、その後の研修の問題でもあるかもしれないし、待遇のこともある。

稲沢委員：森部さんが言ったことはとてもよく分かるのです。論点の視点が違うと思うんですね。母親として子どもといかに接するべきか。これは誰も否定する人はいないし、私は育児をしたくないというお母さんも多分いらっしゃらないと思います。だけど、母子家庭においては、やはり子どもを置いて働かざるを得ない状況があつて、本来私だって子どもと接したいし、子どものおむつも替えたい。やはり社会一般が、母子家庭に対する視点が比較的厳しいのですね。

先日ベビーシッターに預けて、お子さんが殺されたと。それに対する大変だったねっていう声と、何で子どもを預けるの？ という批判的な声があるのですね。実はそのお母さんも、お父さんに頼りたかつた。お父さんも病気があつて頼れなかつた。そうすると、こんなにつらい思いをして、なおかつ例えば1,200円の時給で働いて、子どもを1時間1,000円で預けて200円。そういうことでギリギリの生活をしていらっしゃる母子家庭がたくさんあると、本当に大変だなと。

そうすると、その働かなければいけない状況と、子どもを見たいということと、おっしゃる通り同じなのですが、視点がやはり、働かざるを得ない。あるいは生活保護を受けたらもっと楽だと。だけど、何とか頑張りたいという状況でお子さんを預けざるを得ないという家庭がたくさんいらっしゃる。その方に、お母さん、もっと頑張れよということではなくて、お母さん、つらかつたら出来ることはやりますよ、と言うのがやはり行政の責任だろうと思うのです。

もちろん出来れば、母親と子どもが接するのはこんな大事なことはないと思うので、それを否定するつもりはないのですが、そうせざるを得ない現実もやはり行政は対応していかなければいけないということだろうと思うのです。

森部委員：私もその通りだと思います。そういう家庭がいらっしゃる、それもよく分かっているのです。だからそういう方に対しては、行政がしっかり関わっていかなければいけないと思っています。ただ、そうではなくて、保育所に入れたいために、0歳から入れなきゃ1歳じゃ入れないから0歳から入れるという、やはりそれはおかしいということが言いたいだけなのです。

保育所がいけないとか、保育することがいけないとは思っていないのです。それは同じだと思うのですけれど、そういう方があることも分かっている発言はしているのですが。

松原委員長：一つは育児休業をどれだけ取れるようになるかということで。それから、今森部委

員がおっしゃったように、1歳児のところの入所定員が確保出来ていないと、今おっしゃったような0歳児からっていうことも、確かに他区でも起きているようですし。そういう年齢の定員も勘案しなければいけないとは思いますが。他にはいかがでしょうか。

この際だから発言しておこうという方があれば、よろしいでしょうか。

その他

松原委員長：では、これはまた区議会でもそれぞれ議員の方がご意見をなさるでしょうし、それも勘案して進めていくことになります。

それでは、最後にその他ということで、何かありましたら事務局からお願いします。

事務局：それでは事務連絡ということで1点よろしくをお願いします。次回の協議会なのですが、8月22日の金曜日と設定させていただきました。開催時間と会場は本日と同じでございます。お手元に開催通知と出欠表、返信用封筒の3点をお配りしてございます。ご多用のところ大変恐縮ではございますが、8月12日火曜日までにご返送をいただきますようお願い申し上げます。

松原委員長：ありがとうございます。それでは本日の平成26年度第2回台東区次世代育成支援地域協議会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

以上